

国際規格の制定プロセスと国際標準化への取組

経済産業委員会調査室 藤田 昌三ふじた しょうぞう

1. はじめに

日本の技術力は多くの分野で世界最高の水準にあるが、そのことが日本企業の国際競争力に必ずしも結びついていないと言われている。その理由として、国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、画期的なビジネスモデルや戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためであるとの指摘がある（「知的財産推進計画 2010」平成 22 年 5 月知的財産戦略本部）。そこで、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）では、2020 年までに実現すべき成果目標として「戦略分野における国際標準獲得を通じた日本企業の国際競争力強化」をあげ、国際規格取得のための体制の整備強化を行うとしている。

本稿は、企業戦略を構築する上で重要不可分な要素となった国際標準化について、規格の種類と標準化の目的、国際標準化機関の概要、国際規格の制定手順、国際標準化への取組を紹介するものである。

2. 規格の種類と標準化の目的

(1) 規格の種類

規格の種類は、その作成プロセスにより次の 3 つがある。

- ① デジュール規格…国際標準化機関、国家標準化機関など公的な機関で明文化され公開された手続によって作成された規格をいう。例えば、国際標準化機構（ISO）で作成された写真フィルムの感度の規格 ISO400 がある。
- ② フォーラム規格…関係する企業、団体、個人で構成された組織である「フォーラム」で作成された規格をいう。例えば、Bluetooth SIG（Ericsson、Intel、東芝等からなる団体）が作成した近距離無線通信の規格 Bluetooth がある。
- ③ デファクト規格…法的な根拠はないが市場での競争力で勝ち抜くなど、実質的に市場で採用されている規格をいう。例えば、Microsoft 社のオペレーティングシステムの規格 Windows がある。

(2) 標準化の目的

標準化の目的として、互換性・インターフェースの整合性の確保、生産効率の向上等があげられた時期もあるが、近年は、技術の普及、安全・安心の確保、省エネ等環境、産業競争力の強化、競争環境の整備、貿易促進にその目的が変化してきている¹。この背景としては、1995 年 1 月に設立された WTO の設立協定の一部を構成する「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT 協定）で、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則、規格作成の

透明性の確保が加盟国に義務付けられたこと²、2001年12月に巨大な市場を有する中国がWTOに加盟したこと及び特許技術を含む国際規格が多くなったことがある。

3. 国際標準化機関の概要

主要な国際標準化機関として、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）及び国際電気通信連合（ITU）の3機関があり、その概要は次のとおりである。

（1）国際標準化機構（ISO）

ア 設立の経緯

1926年に主に機械工業分野に重点を置く「万国規格統一協会」（ISA）が設立された。戦争の影響等によりISAは1942年に活動を停止し、戦時中は連合国の標準化団体で構成する「国連規格調整委員会」（UNSCC）がその業務を引き継いでいた。1946年のUNSCC会議において、新しい国際標準化機関の設立について協議が行われた結果、「国際標準化機構」（ISO）の設立が決定し、1947年から活動を開始している³。

イ メンバー

ISOは、電気及び電気通信を除く全産業分野に関する標準化業務を扱い、各国の代表的な標準化機関（1か国1機関）で構成されている。加入機関は、総会及び各種委員会に参加でき、かつ投票権を持つ「会員団体」が104機関、総会及び一部の委員会にオブザーバーとして出席できる「通信会員」が47機関、総会にオブザーバーとして出席できる「購読会員」が11機関の合計162機関である。日本からは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき経済産業省に設置された「日本工業標準調査会」（JISC）が会員団体として1952年に加入している⁴。

ウ 主な運営組織

最高意思決定機関として「総会」（年1回開催）がある。その下に「理事会」（年2回開催）がある。理事会は、ISO役員（会長、副会長、財務監事及び事務総長）、総会で選出された20会員団体で構成され、ISOの運営の決定、「技術管理評議会」（TMB）のメンバーの指名等を行う。TMBは理事会の下にあり、技術的業務全般を管理し、標準化の実働組織として規格を作成する専門委員会（TC）の設置及び解散を決定する。TCは、鋼、繊維、ファインセラミックなどの技術分野ごとに210設置されており、その下に分科委員会（SC）が492設置されている。また、ISOとIECにまたがる技術分野の標準化のために「合同専門委員会」（JTC）があり、現在、「情報技術」と「エネルギー効率及び再生可能エネルギー源 ー 共通用語」の2つのJTCが設置されている⁵。

エ 作成規格数

ISOで作成された規格数は18,083規格である⁶。

(2) 国際電気標準会議 (IEC)

ア 設立の経緯

1904年の「国際電気会議」で「世界の技術界の協力を強化するための委員会を設置し、電気設備と機器の用語及び特性・定格に関する標準化問題を検討する」旨の決議が行われた。これを受けて、1906年に「国際電気標準会議」(IEC)が設立された⁷。

イ メンバー

IECは、電気・電子技術及びその関連技術に関する標準化業務を扱い、各国の代表的な標準化機関(1か国1機関)で構成されている。加入機関は、総会及び各種委員会に参加でき、かつ投票権を持つ「正会員」が57機関、総会及び各種委員会にオブザーバーとして出席でき、かつ審議文書への意見が提出できる「準会員」が22機関の合計79機関である。このほか、電子版IEC文書の入手、総会等へのオブザーバー参加等ができるアフィリエイト・カンントリー・プログラム(予備加盟国プログラム)に81か国が加盟している。日本からは、JISCが正会員として1953年に加入している⁸。

ウ 主な運営組織

最高意思決定機関として「総会」(少なくとも年1回開催)がある。その下に「評議会」(少なくとも年2回開催)がある。評議会はIEC役員(会長、会長代理、副会長、財務監事及び事務総長)、分担金の上位5か国の正会員及び総会で選出された10正会員で構成され、IECの運営を決定する。評議会の下に、「標準管理評議会」(SMB)がある。SMBは、総会で選出された議長及び15正会員並びに事務総長で構成され、標準化の実働組織として規格を作成する専門委員会(TC)の設置及び解散を決定する。TCは、一次電池、超電導、フラットパネルディスプレイなどの技術分野ごとに94設置されており、その下に分科委員会(SC)が80設置されている⁹。

エ 作成規格数

IECで作成された規格数は6,146規格である¹⁰。

(3) 国際電気通信連合 (ITU)

ア 設立の経緯

1865年に設立された「万国電信連合」と1906年に設立された「国際無線電信連合」が統合して、1932年に電気通信分野の標準化と技術援助活動を行う「国際電気通信連合」(ITU)が設立された。ITUは、1947年に国際連合の専門機関となっている¹¹。

イ メンバー

ITUは、電気通信に関する標準化業務を扱い、各国の政府、電気通信事業者、放送事業者、通信機器製造業者、研究機関等で構成されている。加入機関等は、すべての会議に参加でき、かつ全権委員会と書面で行われるすべての審議において投票権を持つ「構成

国」が192か国、各部門の各種会議に参加でき、かつ審議文書への意見が提出できる「部門構成員」が547団体、各部門の研究委員会のうち1つに限り参加できる「準部門構成員」が151団体である¹²。日本政府は1949年に加入している。

ウ 主な運営組織

最高意思決定機関として「全権委員会議」（4年に1回開催）がある。その下に48の理事国で構成する「理事会」（年1回開催）がある。理事国は、加盟国数の25%を上限として世界5地域から全権委員会議において選出される。現在は、米州地域から9か国、欧州地域から8か国、東欧地域から5か国、アフリカ地域から13か国、アジア・太平洋地域から13か国が選出されている。日本は、1959年以来理事国としてITUの運営に参加している¹³。また、事業体制は、1992年の組織改編により、「無線通信部門」（ITU-R）、「電気通信標準化部門」（ITU-T）、「電気通信開発部門」（ITU-D）の3部門制となった。3部門のうち、ITU-R及びITU-Tが標準化に関する業務を行っている。

ITU-Rは、周波数監理、衛星軌道割当て及び無線通信の国際標準化を担当しており、電波伝搬や放送業務等の検討を行う研究委員会（SG）が6設置されている（2008～2011年会期）。SGの設置、廃止、課題の割振りは3～4年ごとに開催される「無線通信総会」（RA）で決定される。日本からは、部門構成員として（株）放送衛星システム、イー・モバイル（株）など25団体が参加している。また、ITU-Tは、有線通信、ネットワーク及び電気通信サービスの国際標準化を担当しており、電磁的環境影響に対する防護や移動体通信網及びNGNを含む将来ネットワーク等の検討を行うSGが10設置されている（2009～2012年会期）。SGの設置、廃止、課題の割振りは4年ごとに開催される「世界電気通信標準化総会」（WTSA）で決定される。日本からは、部門構成員としてキャノン（株）、通信電線線材協会など27団体が参加している¹⁴。

エ 作成規格数

ITU-Rで作成された規格数は約1,250規格である。また、ITU-Tで作成された規格数は約3,000規格である¹⁵。

4. 国際規格の制定手順

（1）ISO・IECにおける国際規格の制定

ISO及びIECにおける国際規格の制定手続は、「ISO/IEC専門業務用指針」に規定されており、次のように行われている¹⁶。

① 提案段階

TC又はSCの幹事国¹⁷等が新規格の作成、既存規格の改定を内容とする新業務項目提案（NP）を行う。NPはTC又はSCの会議参加義務がある正規会員（Pメンバー）に投票のため、オブザーバー（Oメンバー）に参考として回付される¹⁸。投票（3か月以内）でPメンバーの過半数が賛成するなどの要件を満たすと、NPは承認されたこととなる。

② 作成段階

NP承認後、TC又はSCのPメンバーが指名した専門家と協力して作業原案(WD)を作成する。WDがまとまり、TC又はSCのPメンバー及びOメンバーへの回付が可能となった段階で、WDは委員会原案(CD)となる。

③ 委員会段階

CDは、意見照会のためTC又はSCのPメンバー及びOメンバーに回付される。メンバーの意見を踏まえ幹事国を中心にCDを検討し、必要に応じて改正する。TC又はSCのPメンバーの合意を得られた段階で、CDは照会原案(ISO/DIS、IEC/CDV)となる。

④ 照会段階

照会原案は、全加入機関に投票(5か月以内)のため回付される。

照会原案は次の場合に承認され、最終国際規格案(FDIS)となる。

(a) 投票したTC又はSCのPメンバーの2/3以上が賛成で、かつ

(b) 反対が投票総数の1/4以下

承認されなかった場合は、照会原案の改正版が作成されて全加入機関による再投票等が行われる。なお、反対がなかった場合、次の承認段階を省略することができる。

⑤ 承認段階

FDISは、全加入機関に投票(2か月以内)のため回付される。

FDISは次の場合に承認され、国際規格(IS)となる。

(a) 投票したTC又はSCのPメンバーの2/3以上が賛成で、かつ

(b) 反対が投票総数の1/4以下

⑥ 発行段階

ISは、ISO又はIECの事務局から発行される。

(2) ITUにおける国際規格の制定

ア ITU-Rにおける制定手続

ITU-Rにおける制定手続は、「Working methods for the Radiocommunication Assembly, the Radiocommunication Study Groups, and the Radiocommunication Advisory Group」(ITU-R決議)で規定されており、次のように行われている¹⁹。

① 提案段階

構成国等がSGにおいて、新規格の作成、既存規格の改定を内容とする提案を行う。提案はSGで採択ののちRAで承認されると、規格案の作成作業が行われる。

② 承認段階

規格案は、SGにおいて勧告案という形式で作成される。勧告案の承認手続には、「従来型承認手続」(TAP)と手続に要する時間を短縮した「代替承認手続」(AAP)がある。ただし、AAPは、政策的あるいは規制的側面を有する勧告案に適用できない。

TAPの場合、SGにおいて勧告案の最終版が完成すると、勧告案の要約とともに次回のSGにおいて勧告案の採択について審議する旨の通知が、SG開催の4週間前までにSGに参加している構成国及び部門構成員に送付される。次回のSGにおいて、構成国から

異議申出がない場合は採択となる。SG採択後、勧告案はRAに付議される。次回のRA開催までに期間があるときは、勧告案は構成国の協議による承認に付される。この場合、勧告案と勧告案の承認について回答(3か月以内)を求める通知が全構成国に送付される。全構成国の70%以上が賛成した場合、承認となる。

SGにおける勧告案の採択についての審議は、会合によらずコレスポネンズ(書面)により行うこともできる。この場合、勧告案の要約とともに書面により審議する旨の通知が、SGに参加している構成国及び部門構成員に送付される。回答期間(2か月)中に構成国から異議申出がない場合は採択となる。その後の手続は、会合の場合と同じである。

書面により審議する際、SGに参加している構成国に異議がなければ、全構成国に対する承認手続を同時に行う「同時採択承認手続」(PSAA)を適用することができる。PSAAの場合、勧告案と勧告案の承認について回答を求める通知が、全構成国とSGに参加している部門構成員に送付される。回答期間(3か月)中に構成国から異議申出がなければ、勧告案はSGにおいて採択され、かつ同時に承認されたとみなされる。

TAPではすべての勧告案にPSAAが適用できるのに比べて、AAPは政策的な勧告案等に適用できない。このため、AAPはほとんど適用されていない。

③ 発行段階

勧告案は承認されると、国際規格(IS)としてITU-Rの事務局から発行される。

イ ITU-Tにおける制定手続

ITU-Tにおける制定手続は、「Rules of procedure of ITU-T」(ITU-T決議)等で規定されており、次のように行われている²⁰。

① 提案段階

構成国等が新規格の作成、既存規格の改定を内容とする提案を行う。提案はWTSAAで承認されると、規格案の作成作業が行われる。

② 承認段階

ITU-Rにおける承認段階と同様、規格案はSGにおいて勧告案という形式で作成され、その承認手続にはTAPとAAPがある。

TAPの場合、SGにおいて勧告案の最終版が完成すると、勧告案の要約とともに次回のSGにおいて勧告案の承認について審議する旨の通知がSG開催の3か月以上前にすべての構成国及び部門構成員に送付される。構成国は、SG開催の7日前までに、勧告案の承認について回答する。全構成国の70%以上が賛成の場合、次回のSGで勧告案の承認について審議される。勧告案の承認には、SGに参加している全構成国の賛成が必要である。

AAPの場合、SGにおいて勧告案の最終版が完成すると、ラストコール(最終意見招請)がすべての構成国及び部門構成員に通知される。意見提出期間(4週間)中に構成国から異議申出がない場合、その勧告案は承認されたとみなされる。

③ 発行段階

勧告案は承認されると、ISとしてITU-Tの事務局から発行される。

5. 国際標準化への取組

(1) 日本における取組

平成18年3月に閣議決定された「科学技術基本計画」(平成18～22年度)においては、政府全体で着実に実行すべき標準化への対応として次のように示されている。

- 研究開発成果の普及には標準化への積極的な対応が重要であり、産業界が主体的に標準化活動を担う中で政府をはじめとする関係機関は効果的な支援を行う。
- 国や公的研究機関は、研究開発プロジェクトを実施するに際し、研究開発計画の中に知的財産戦略のみならず標準化戦略を明確に位置付け、標準化活動に取り組む。
- 日本発の国際規格を戦略的に獲得するため、技術的優位にある分野につき国際標準化案の作成等によって主導性を発揮するとともに、ISO、IEC、ITU等の国際標準化機関の活動に対しては、関係府省間の連携及び産学官の連携を一層強化し、一貫性を持って迅速かつ効果的に参画する。さらに、国際標準化を目指す際、戦略的に国内規格を国際規格へのステップとして活用できるよう、国内規格の審議の迅速化を図る。
- 国際標準化活動で幹事等を担うなど、標準化活動に的確に対応できる人材の重要性が増しており、標準化に関する教材の作成を含めた研修・教育プログラムの整備、公的研究機関の専門家の活用、国際標準化活動への参加支援の充実などを通じて、標準化専門家を養成する体制を強化する。

また、経済産業省は、国際標準化活動をより強力に推進する観点から、平成18年11月に「国際標準化戦略目標」を策定している。同目標では、2015年までに欧米諸国に比肩しうよう、国際標準化を戦略的に推進するべく、国際規格の提案件数の倍増、欧米並みの幹事国引受数の実現を目指すこととし²¹、今後の取組方針として、国際標準化の重要性の認識に関する経営者の意識改革、国際規格の提案に向けた重点的な支援強化、世界で通用する標準化専門家の育成等をあげている。

さらに、知的財産戦略本部は、平成18年12月に「国際標準総合戦略」を策定している。この中で、①産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する、②国全体としての国際標準化活動を強化する、③国際標準人材の育成を図る、④アジア等の諸外国との連携を強化する、⑤国際標準化のための公正なルール作りに貢献する、の5つの戦略を掲げて、その具体的取組を提示している。

JISCでは、「国際標準化戦略目標」及び「国際標準総合戦略」の迅速な実施の観点から、平成19年7月に「国際標準化アクションプラン」を策定している。同プランは総論と各論で構成され、各論では環境・資源循環、土木技術等の分野ごとに具体的な重点テーマと重点TC又はSCを選定して短・中期的な計画を示すとともに、毎年度フォローアップが行われている。

その後、平成22年5月に発表された「知的財産推進計画2010」(知的財産戦略本部)では、㉔先端医療、㉕水、㉖次世代自動車、㉗鉄道、㉘エネルギーマネジメント、㉙コンテンツメディア、㉚ロボット、の7分野を官民一体となって推進すべき国際標準化特定戦略分野と定め、国際標準化特定戦略分野における国際規格の獲得を通じた競争力強化を推進するため、次の4点を行うこととしている(目標年度は2020年度)。

- ① 国際標準化特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。
- ② 国際標準化機関で議長や主査になり得る実力を有した国際標準化活動の専門家を若手中心に育成する。(800人)
- ③ 国際標準化機関における幹事国引受数を増加させる。(150件)
- ④ 環境保護や「安全・安心」実現に評価方法や規格・基準が重要となる分野において、国際規格を獲得する。(新たに5分野)

国際標準化特定戦略分野の世界市場規模は、例えばエネルギーマネジメント分野の蓄電池(リチウムイオン電池)の市場規模が2008年の約1兆円から2020年には約10.5兆円になる見通しであるなど、今後大きく拡大することが予想されている²²。

他方、国際標準化に関して、(社)日本経済団体連合会(経団連)が数次にわたり提言等を行っている。経団連では、企業として国際標準化に戦略的に取り組むことが不可欠になっているとの認識の下に、平成15年7月に「国際標準化戦略部会」を設置するなど、産業競争力の強化の観点から、産業の国際標準化戦略の在り方や政府、大学・公的研究機関、国際標準化機関への期待等についての検討が行われている。16年1月には、①国際標準化活動の重要性、②国際標準化統括部署の設置や国際標準人材の積極的評価など企業の果たすべき役割、③重点分野における戦略的国際標準化活動の推進、④国際標準化にあたっての知的財産権の活用、⑤国際標準化のためのインフラの強化の5つを柱とする「戦略的な国際標準化の推進に関する提言」が取りまとめられている。また、20年5月には、21世紀政策研究所が欧州、米国及び韓国における国際標準化戦略の調査・分析を行った報告書「技術の国際標準化に関する各国の戦略分析」を発表している。その後も、経団連から、21年12月には、共同で国際規格を提案する枠組み、アジアとの連携強化の推進、国際標準化を牽引する人材の育成・確保等の必要性を指摘した「科学・技術・イノベーションの中期政策に関する提言」が、22年3月には、イノベーションのグローバル展開に向け、国として注力すべき分野を明確にし、研究開発と並行して標準化の検討を行う等、政府のリーダーシップの下での戦略的な取組の重要性を指摘した「イノベーション立国」に向けた今後の知財政策・制度のあり方」が発表されている。

(2) 欧米における取組

ア 米国

米国においては、従来、市場メカニズムを重視する傾向が強く、そのために国際標準化機関が作成するデジュール規格よりも、市場での競争力を反映したデファクト規格やフォーラム規格が重視されていた。しかし、TBT協定の発効等を背景に、デジュール規格を重視するようになった。標準化戦略としては、米国規格協会(ANSI)が2000年に「米国国家標準戦略」(NSS)を策定し、その後2005年にこれを改訂して「米国標準戦略」(USSS)が公表されている。同戦略では、①国家技術移転促進法(NTTA法)に基づく任意規格の利用の促進、②規格とその適用が米国の貿易の障害となることの防止、③米国型の規格の啓蒙とアウトリーチ等12の戦略目標が掲げられている²³。

また、オバマ政権がスマートグリッドを重要項目としたことを受けて、標準化活動が加速され、2010年1月に標準化ロードマップが取りまとめられている²⁴。

イ EU

欧州は、域内の市場統合という政策目標を実現するため、標準化政策への取組を早くから行っていた。このための地域標準化機関として、欧州標準化機構（CEN）²⁵、欧州電気標準化委員会（CENELEC）²⁶、欧州電気通信標準化機構（ETSI）²⁷の3機関があり、それぞれISO、IEC、ITUに対応する技術分野の標準化を担当している。

EUの政策執行機関である欧州委員会は、2004年10月に「欧州の政策及び法規の枠組みにおける欧州標準化の役割」を取りまとめ、2006年4月には、これを実施するための行動計画として「欧州標準化アクションプラン」を策定している。このプランでは、サービス、防衛、ICT、ナノテク等17分野について具体策が示されたほか、欧州標準化活動の効率性・一貫性・透明性の向上、欧州標準化システムの国際的な普及等についても具体的行動が提示されている。

EUは、国際標準化が欧州企業の競争力強化に重要な役割を果たすとの認識の下、国際標準化活動も戦略的に展開している。EU各国には、国内規格の開発などを行う国家標準化機関、例えば英国には「英国規格協会」（BSI）、ドイツには「ドイツ規格協会」（DIN）、フランスには「フランス規格協会」（AFNOR）が設置されている。各機関は、当該国の代表的な標準化機関としてISO、IECに加入している。国際標準化機関における国際規格の制定に際しては各加入機関が1票の投票権を有していることから、EU加盟国だけで27票を有する強みを背景に、EUは国際標準化活動を戦略的に展開している²⁸。

6. 今後の課題

近年、先端分野などで特許技術を含む国際規格が増加しており、自社が有する特許技術を含む国際規格が制定された場合、国際規格の使用がすなわち特許の使用となってロイヤリティの回収が容易になる反面、他社が有する特許技術を含む国際規格が制定された場合、ロイヤリティの支払いという大きな負担が生じることとなる²⁹。このように、国際標準化が企業経営に与える影響が増大した今日においても、日本の個々の企業では、その重要性についての経営者の認識が不足していると言われる。国際標準化の経済的効果や成功・失敗事例についてシンポジウムが開催されるなど経営者向けに国際標準化活動の重要性を伝える活動が行われているが、企業内に国際標準化担当部門がないところも多いという。ただし、この点については、経営者の認識不足ということだけでなく、そもそも国際規格を担う人材が不足していることが大きく影響していると思われる。今後更に重要となる国際標準化をにらんで、経営者の意識改革、大学・大学院、研究機関などでの人材育成を行っていくことが肝要である。

また、国内規格を国際規格にするためには、ISO等において当該規格の技術分野を担当するTCの幹事国になるなど、国際標準化で議論をリードできる立場になることが有効と言われる。日本の幹事国引受数は74（ISO59、IEC15）で、「国際標準化戦略目標」

である 2015 年に幹事国引受数 100 の達成に向けて一層の努力が必要である。しかし、最近では、ISO 及び IEC で副会長（任期：2011 年まで）を務めるほか、ISO の理事会や TMB、IEC の評議会や SMB のメンバーになるなど、日本が積極的に国際標準化活動を推進するための基盤も徐々に築かれていると言える。

他方、国際標準化機関における国際規格の制定に際して、投票権は 1 加入機関（1 か国）に 1 票であることから、EU の意向が反映されやすい。日本が国際規格を獲得するには、多くの国々と連携しないと獲得は難しいのが現状である。現在、日本は米国、EU 等と定期的に協議を行うとともに、太平洋地域標準会議（25 の国と地域が加盟）や北東アジア標準協力フォーラム（日中韓参加）などを通して多国間と協力体制の強化を図っているところである。経済産業省は、平成 22 年 4 月に、アジア太平洋地域を協力対象地域として、研究開発から市場化まで一貫した緊密な協力関係の構築を指向する「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を公表している。日本の産業が生き残り、更に発展していくためには国際規格の獲得が欠かせない。アジア諸国と更なる連携強化を図り、日本が優れた技術を有する産業分野での国際規格の獲得に向け、国際規格の提案や意見表明などで賛同国を増やすことが求められている。

「標準を制する者が市場を制する」という言葉がある。日本企業の国際競争力の強化のため、今後更に国際標準化の推進に向けた着実かつ積極的な取組が望まれる。

-
- 1 経済産業省産業技術環境局基準認証政策課「我が国の標準化への取組み」（平 22. 11. 11）
 - 2 TBT 協定第 2 条第 4 項及び附属書 3 において、「加盟国は、強制／任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制／任意規格の基礎として用いる」旨規定されている。
 - 3 財団法人日本規格協会「ISO 事業概要 2010」（平 22. 4）4・5 頁
 - 4 財団法人日本規格協会「ISO 事業概要 2010」（平 22. 4）4・6・16 頁
国際規格の作成、審議等の実務については、学会、工業会、協会等からなる国内審議団体が委託を受け、JISC の代行者として ISO に参加している。
 - 5 財団法人日本規格協会「ISO 事業概要 2010」（平 22. 4）5・6・10・12・13・22-24 頁
 - 6 経済産業省産業技術環境局基準認証政策課「我が国の標準化への取組み」（平 22. 11. 11）
 - 7 財団法人日本規格協会「IEC 事業概要 -2010 年版-」（平 22. 5）1・2 頁
 - 8 財団法人日本規格協会「IEC 事業概要 -2010 年版-」（平 22. 5）3-8 頁
JISC は標準化活動の統括的立場で、国際規格の作成、審議等の実務については、学会、工業会、協会等からなる国内審議団体が委託を受け、JISC の代行者として IEC に参加している。
 - 9 財団法人日本規格協会「IEC 事業概要 -2010 年版-」（平 22. 5）12-14・24・25・28・29 頁
 - 10 経済産業省産業技術環境局基準認証政策課「我が国の標準化への取組み」（平 22. 11. 11）
 - 11 経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット「標準化実務入門（試作版）」（平 22. 7）103 頁
 - 12 独立行政法人情報通信研究機構「標準化活動の手引き ITU 編」（平 21. 7）5-9 頁
加入機関等の数は、ITU ホームページ <<http://www.itu.int/members/index.html>>

- 13 『国際電気通信連合（ITU）理事国選挙の結果』平 22.10.12 付け総務省報道資料
 <http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_01000003.html>
- 14 独立行政法人情報通信研究機構「標準化活動の手引き ITU編」（平 21.7）1・14・58 頁
 日本から参加の部門構成員の名称等は、ITUホームページ <http://www.itu.int/cgi-bin/htsh/mm/scripts/mm.list?_search=1&_map=&_search_countryid=120&_country=Japan>
- 15 経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット「国際標準化の重要性について【参考資料集】」（平 19.7）
- 16 他の標準化機関において規格開発が行われるなど一定の要件を満たす場合には、作成段階と委員会段階を省略できる「迅速法による手順」（Fast-track procedure）がある。
- 17 幹事国は、TMB又はSMBで決められ、新業務項目の提案、委員会原案の取りまとめ、議事日程の設定、回付手配、会議の決定事項の記録、議事録の作成等を行う。
- 18 Pメンバー（Participating member）とは、投票権、会議への積極的参加義務がある正規会員である。また、Oメンバー（Observing member）とは、投票権はないが意見提出が可能なオブザーバーである。
- 19 独立行政法人情報通信研究機構「標準化活動の手引き ITU編」（平 21.7）36～41 頁
- 20 独立行政法人情報通信研究機構「標準化活動の手引き ITU編」（平 21.7）88～95 頁
- 21 国際規格の提案件数の倍増とは、ISO・IECにおける日本の提案件数 63 件（2001～2003 年平均）を 2 倍の 120 件程度にすることをいう。欧米並みの幹事国引受数とは、2006 年 2 月時点での引受数が日本 60 に比してドイツ 151、米国 148、英国 125、フランス 102 であることから 100 程度にすることをいう。最近の日本の状況をみると、提案件数は 112 件（2007～2009 年平均）、幹事国引受数は 74（2009 年末時点）である。
- 22 国際化特定戦略分野の市場規模（蓄電池を除く）は、先端医療分野の再生医療製品が 2020 年に米国国内で 10 兆円、水分野が 2025 年に全世界で 87 兆円、次世代自動車分野が 2020 年に普及目標 20～50%（2008 年の世界市場 6,796 万台）、鉄道分野が 2020 年に全世界で 22 兆円、エネルギーマネジメント分野のスマートグリッド関連が 2020 年に日本国内で 3.6 兆円・家庭用燃料電池が 2025 年度に日本国内で 5,070 億円・自動車用燃料電池が 2025 年度に日本国内で 9,900 億円・白色 LED が 2020 年に全世界で 2.9 兆円、コンテンツメディア分野のクラウドサービスが 2013 年に全世界で 15 兆円、ロボット分野が 2035 年に日本国内の企業生産額で 9.7 兆円になると予想されている。（「知的財産推進計画 2010」資料 11～15 頁）
- 23 知的財産戦略本部「国際標準総合戦略」（平 18.12.6）27 頁
- 24 経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット「基準認証政策をめぐる国際動向と論点」（平 22.6.7）
- 25 EU加盟 27 か国、クロアチア及びEFTA加盟 3 か国の標準化機関が正規会員として参加している。
- 26 31 の欧州諸国の標準化機関が正規会員として、12 の欧州諸国の標準化機関が準会員として参加している。
- 27 正規会員からオブザーバーまでを含めると、欧州域外を含め 60 か国以上、電気通信事業者、放送事業者等 700 団体以上が参加している。
- 28 知的財産戦略本部「国際標準総合戦略」（平 18.12.6）26 頁
- 29 知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会「国際標準に関する基礎概念の整理」（平 18.9.21）